

仕 様 書

1 件名

三重運輸支局官用車継続検査及び24か月定期点検業務

2 点検内容

道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」とする）第62条に基づく継続検査及び法第48条及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）第2条第5号（別表第6）に規定する2年ごとに点検すべき項目及び日常点検の実施。

なお、エンジンオイル、オイルエレメントは取替するものとし、その他は6（2）に定めるとおりとする。

3 対象官用車

車種	年式	排気量	登録番号	走行距離
トヨタ プリウス	令和2年3月	1.79L	三重301る1771	31,500 km

※走行距離は、令和6年12月27日 時点。

4 履行場所

点検業務を実施する場所は受注者の工場とする。

ただし、工場の所在地は三重運輸支局から概ね半径10km以内であること。

5 履行期限

契約締結日から 令和7年3月5日（水） までとする。

6 点検結果の報告

(1) 受注者は、法第49条及び点検基準第4条に基づく点検整備記録簿を作成の上、発注者に提出するものとする。

(2) 点検の結果、車両の安全及び機能を維持する上で整備が必要と判断した場合は、発注者にその旨を報告し、部品の取替及び修理等の協議をするものとする。

7 車両整備の基準

車両の整備は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月）の自動車整備に記載されている判断の基準を満たすものとする。

8 継続検査

(1) 2に基づく継続検査を受けた場合は、自動車検査証及び検査標章を発注者に提出するものとする。

(2) 自動車重量税は受注者が立替え、納付手続を行うものとする。

(3) 自動車損害賠償責任保険料（24か月）は受注者が立替え、加入手続を行うものとする。

(4) 公用車のため、検査登録印紙及び証紙は不要とする。

9 車両の保管等

受注者は、点検を行う車両の保管について、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

また、発注者が必要とする場合においては、代車を用意するものとする。

10 瑕疵保証

受注者は、車両の納車後6か月以内に点検整備及び修理上の瑕疵による故障が発生した場合は、無償修理を行わなければならない。

11 引渡し及び納品場所

〒514-0303

三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-9

三重運輸支局

- (1) 実施日については、発注者と調整の上、決定するものとする。
- (2) 点検業務のために必要する機具等は受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定とする。
- (4) 本仕様書に基づく業務を進行するうえで問題が生じた場合は、双方協議のうえ解決とする。
- (5) 代金の支払については、全ての業務が完了した後、受注者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込により支払うものとする。
なお、請求金額は1円未満を切り捨てた金額とする。

- (6) 本件に関する問い合わせ先

中部運輸局総務部会計課（052-952-8004）

担当：調度係

高岸